

県立和歌山さくら支援学校給食員募集要項

1 募集人員（4名）

2 業務内容

県立和歌山さくら支援学校の給食調理等

- (1) 県立和歌山さくら支援学校の児童・生徒等の給食調理業務（350食程度）
- (2) 再調理やアレルギー調理が必要な児童・生徒の給食調理業務
- (3) 調理室及びランチルーム内の美化業務
- (4) その他（上記に準ずる業務であって必要と認められる業務）

3 勤務条件等

- (1) 雇用形態 パートタイム会計年度任用職員
- (2) 報酬 日額（968円～1,114円）×1日の勤務時間
支払日：翌月第8金融機関営業日
- (3) 期末手当 あり
(条件：任用期間6月以上、週当たり勤務時間15時間30分以上)
- (4) 勤務形態 週5日（土日・祝日除く）以内で所属長が定める日
- (5) 休暇 年次有給休暇 20日（任用期間により変動）
特別休暇 忌引休暇（有給）、病気休暇（無給）等

4 任用期間

採用決定後～令和6年3月31日まで

5 勤務時間

- (1) 勤務時間 7時間（2名）
 - A 午前7時15分～午後3時00分（休憩45分）
 - B 午前8時30分～午後4時15分（休憩45分）
※Bは長期休業中（夏休み等）で給食を実施しない日
- (2) 勤務時間 4時間（1名）
 - A 午前8時15分～午後0時15分
 - B 午前8時30分～午後0時30分
※Bは長期休業中（夏休み等）で給食を実施しない日
- (3) 勤務時間 3時間（1名）
 - A 午前8時15分～午前11時15分
 - B 午前8時30分～午前11時30分
※Bは長期休業中（夏休み等）で給食を実施しない日

6 受験資格

地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 試験の方法及び結果の連絡について

- (1) 面接試験
- (2) 試験結果は面接終了後、5日以内に電話で連絡します。

8 申し込み方法

- (1) 履歴書に顔写真を添付の上、和歌山さくら支援学校へ郵送で申し込んでください。（住所 〒640-0112 和歌山市西庄1148-1）

※連絡先は必ず記入してください。封筒には「給食員採用試験受験申込み」と朱書きして下さい。

担当：和歌山さくら支援学校 植田 電話：073-453-0303
